

(1) 後発医薬品がある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月より、厚生労働省の制度改正に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、患者さんのご希望により先発医薬品を処方・調剤する場合に、その差額の一部を「選定療養」としてご負担いただくことになりました。

a. 選定療養の対象となるお薬

後発医薬品が発売されてから5年以上経過している先発医薬品
後発医薬品への置き換え率が50%以上となっている先発医薬品

b. ご負担額について

先発医薬品の価格と、後発医薬品の中で最も価格が高いものとの差額の2分の1（50%）相当を、選定療養費としてご負担いただきます。

※選定療養費には、別途消費税が課税されます。

※残りの2分の1および、お薬自体の保険診療分については、通常通り健康保険が適用されます（自己負担1～3割）。

c. 対象外となるケース

以下の場合、選定療養の対象とはならず、従来通り保険診療（自己負担分のみ）で処方されます。

医師が「医療上の必要性がある」と判断し、先発医薬品を処方した場合。

薬局に該当する後発医薬品の在庫がなく、やむを得ず先発医薬品を提供した場合。

先発医薬品と後発医薬品で効能・効果に明らかな差異がある場合。

d. 留意事項

当院では、国の後発医薬品使用促進の基本方針に従い、一般名処方（お薬の成分名での処方）を積極的に行っております。医薬品の安定供給のため、また患者さんの経済的負担軽減のため、後発医薬品の利用にご理解とご協力をお願い申し上げます。

(2) 一般名処方に関するお知らせ（一般名処方加算）

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進および、医薬品の安定的供給に向けた取り組みとして、厚生労働省の指示に基づき「一般名処方」を実施しております。

a. 一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、有効成分をそのまま名称とした「一般名」で処方箋を発行することです（例：「ロキソニン」ではなく「ロキソプロフェンナトリウム」と記載）。これにより、特定の医薬品が不足した場合でも、薬局で同じ成分を持つ他のお薬をスムーズに受け取ることが可能になります。

b. 医薬品の供給状況への対応

現在、一部の医薬品において全国的な供給不安定が続いています。当院では一般名処方を行うことで、保険薬局において在庫があるお薬が柔軟に選択できるよう配慮しています。これにより、患者さんに必要な薬剤が滞りなく渡る体制を維持しています。

c. 長期収載品の選定療養について

令和8年6月より、患者さんがご自身の希望で「先発医薬品（長期収載品）」を選択された場合、後発医薬品との差額の2分の1に相当する金額を「特別の料金（選定療養）」として、患者さんにご負担いただく仕組みが導入されています。

一般名処方により、患者さんは薬局の薬剤師と相談しながら「後発医薬品」を選択して費用を抑えるか、「先発医薬品」を選択して追加費用（選定療養）を支払うか、その場で柔軟に選択することができます。

d. 趣旨のご説明とご相談

当院では、上記の供給状況や選定療養の趣旨を踏まえ、一般名処方のメリットについて患者さんに十分な説明を行うよう努めております。

「自分のお薬はどうなるのか」「費用にどのくらい差が出るのか」など、ご不明な点やご不安がある場合は、医師またはスタッフへお気軽にご相談ください。

医療の質と安全性を担保しつつ、患者さんの経済的負担の軽減と利便性の向上に寄与することを目指しています。